

函館市食品衛生優良店舗表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品衛生に関する意識の向上を目的とし、食品衛生関係施設のうち、特に衛生状態が優秀な施設に対し保健所長が行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰は、表彰状を贈呈することにより行う。

(対象施設)

第3条 表彰の対象となる施設は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める施設とする。

(表彰候補施設の基準)

第4条 表彰候補施設（過去において本要綱に基づく表彰または厚生労働大臣もしくは北海道知事による同種の表彰を受けたものは除く。）の基準は以下のとおりとする。

- (1) 食品の衛生管理に優れ、他の模範となる施設であること。
- (2) 営業歴が3年以上の施設であること。
- (3) 食品衛生監視員による監視採点数が85点以上であること。
- (4) 過去3年間、関係法令に基づく行政処分を受けていないこと。

2 保健所長は、保健所長が指定する団体から表彰候補施設の推薦を受けることができる。

(表彰施設の選定)

第5条 保健所長は、表彰候補施設のうちから表彰施設を選定する。

(標示書の交付)

第6条 保健所長は、表彰施設に対し、別記様式の「食品衛生優良店舗標示書」を交付する。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年2月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、「函館市食品衛生優良店舗表彰規則（昭和28年函館市規則第25号）」の規定により表彰を受けた施設は、この要綱による表彰を受けた施設とみなす。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

別記様式

この店の衛生状態は
SANITARY CONDITION
IN THIS SHOP

優良店舗

秀

市立函館保健所
PUBLIC HEALTH CENTER,
HAKODATE CITY HALL

年 月 日

営業者氏名
施設名